

## 第9回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年3月28日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

9番 樋富 美行 12番 増井 道宏 18番 村岡 宇都美

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	9区 岡崎 勢一	10区 里村 雅博

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光 8区 手塚 博 9区 吉積 幸二 10区 宮城 仁

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」  
議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」  
議案第3号「非農地証明願について」

議案外

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
報告第3号「使用貸借権にかかる合意解約について」

その他

地域計画の地図の素案作成について  
地籍調査事業に伴う農地の地目認定に係る意見について  
令和6年度最適化活動の目標の設定等について

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第9回総会を開催いたします。  
議事に入る前に議事録署名者に、1番一柳泰徳委員、10番山越典子委員をご指名いたします。  
よろしくお願いいたします。

なお、9番樋富委員、12番増井委員、18番村岡委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

最初に、議案書の訂正をお願いいたします。整理番号3番の「距離」が0.25kmとなっておりますが、10.45kmに訂正をお願いいたします。確認不足がございまして、申し訳ありません。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、3件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 事務局（次長）

なお、整理番号1番及び2番は、関連する内容となりますので、併せて説明させていただきたいと思います。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番及び2番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、農業廃止による所有権移転の申請となります。

申請地は、整理番号1番が畑1筆、面積766㎡、整理番号2番が、畑1筆、面積277㎡です。申請地の所有者は、ご夫婦で、農地を手放す検討をしていたところ、以前から申請地の耕作を手伝ってくれていた譲受人との間で、所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお、申請地は、2筆を一体的に利用して耕作しているということです。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 5番 金西 委員

担当の金西です。現地を確認に行ってきました。〇〇地区は今、高架の新道のために、工事をよくしておりますので、なかなか見つけることができませんでした。現地は、土手の河川敷の畑でした。他に何もできないので、畑以外はできないと思いますので、特に問題はないと思いますので、この後ご審議どうか宜しくお願いいたします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番及び2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番及び2番は、原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号3番、畑1筆、面積587㎡、労力不足による所有権移転の申請です。  
こちらの案件は譲渡人と譲受人が、親族関係ということです。譲渡人は農地を相続したものの、十分に耕作ができずにいたところ、申請地の近くに実家があり、申請地の近隣農地の耕作をしている譲受人との間で贈与する話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。  
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
なお、通作距離につきましては、譲受人の自宅からは10km超となり、距離がございますが、先ほども少し触れましたとおり、譲受人の実家が申請地のすぐ近くにあり、譲受人は、毎日のように実家に通い、そこを拠点に所有農地の耕作をしているとのことですので、問題はないものと思われまます。  
以上でございます。

## 議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 13番 服部委員

はい。現地を確認しましたが、何も問題ないので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は15件、43筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「非農地証明願について」について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の9ページをお開きください。

議案第3号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

畑1筆、面積96㎡、宅地としての非農地証明願になります。

申請地に隣接する宅地、〇〇に〇〇氏が〇〇氏より賃借し令和3年2月に住宅を建築いたしました。申請地はこの宅地と一体利用されており、また、この住宅が建設される以前にも〇〇氏の家屋が建っておりその当時も一体的に利用されていました。

この度、申請地及び住宅部分を〇〇氏より〇〇氏へ所有権移転することとなりましたが、所有権移転登記において農地のままでの移転登記には農家の要件を満たす必要があること、また、住宅の庭として利用していることから現況に合わせるとのことから、この度、非農地証明願が提出されました。

〇〇氏が住宅を建てる以前は〇〇氏の住宅があり、申請地も合わせて利用されていたことが平成14年5月21日付けの国土地理院の航空写真において確認されています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である森委員、宮城委員、里村委員には事前にご確認いただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長（青木会長）

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 17番 森委員

担当の森です。現地確認に行ってみりました。従来より、宅地と一体的に使用しているというところで、何も問題ないかと思います。ご審議お願いします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第3号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

## 事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田2筆、合計転用面積681㎡、転用目的は資材置場、所有権移転での5条届出となります。

なお、申請地は、すでに資材置場として使用しておりましたので、始末書が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

### 事務局（次長）

それでは、議案書の11ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

報告第3号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

それでは、「地域計画の地図の素案作成について」事務局より、説明をお願いします。

### 事務局（局長）

地域計画につきましては、今までにもご説明をさせていただいているところではございますが、改めて、簡単にご説明させていただきます。

地域計画とは、改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）が令和5年4月に施行され、従来の「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたものでございます。この地域計画は、地域の関係者等による「協議の場」の結果を踏まえて、市町村が作成することとされており、小松島市では農林水産課が担当となります。

地域計画における目標地図とは、将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことで、地域計画の一部となるものでございます。

農業委員会では、改正後の農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づき、市農林水産課から依頼を受け、この目標地図の素案の作成を今年度より取り組んでまいりました。昨年9月から10月にかけて実施いたしました農地の意向に関する調査により、将来的に、農業経営を拡大したい、ですとか、縮小、現状維持、などについてお伺いし、お手元にお配りしている地図に色分け致しました。青色が経営拡大、赤色が縮小、緑色が現状維持、そして黄色が経営移譲（移譲先が決まっている）というように分かれております。

なお、アンケートは、小松島市内に1,000㎡（1反）以上所有している方の世帯主を対象にお送りしました。

また、地域計画は、小松島市全体を地域の話合いが行われる6地区、田浦・新居見地区、江田・前原・中郷・日開野地区、田野・芝生地区、立江・櫛渕地区、坂野・赤石・大林・和田津開・間新田地区そして、和田島地区に分けて作成しております。今回、お配りしておりますのは、今後の経営の意向についての色分け地図ですが、このほか、拡大、縮小の意向の実施時期（1年以内、1年超から3年以内など）ですとか、そのほか、アンケートでお伺いしている、農地バンクの利用の可否、新規就農者等への貸付の可否、集約化への協力の可否などにつきましても、アンケートの結果を地図で色分けしております。アンケート結果は、システムに入力しておりますので、このような地図のほか、エクセルの一覧表としても活用が可能でございます。

先月の地域計画の説明会でもお話がございましたが、今後、この目標地図の素案をたたき台として、地域での話し合いが行われます。話し合いの結果をこの目標地図に落とし込み地域計画としていきます。

地域の話し合いにつきましては、今後、農林水産課からお声がけがございますので、委員のみなさまにも、ご協力を賜りますよう、どうぞ宜しくお願いいたします。

なお、本日、地域計画の目標地図の素案をはじめ、その他の案件でお配りしている資料は、最後に回収させていただきますので、お帰りの際は、机の上に残したままお帰り下さいますようお願いいたします。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

ただいま事務局より、「地域計画の地図の素案作成について」、説明がありました。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質疑なしと認めます。「地域計画の地図の素案作成について」、は案のとおり承認することとし、農林水産課の方へ回答いたします。

引き続き、「地籍調査事業に伴う農地の地目認定に係る意見について」、事務局より、説明をお願いします。

### 事務局（局長）

「地籍調査事業に伴う農地の地目認定に係る意見について」、小松島市都市整備課より意見を求められましたので、委員の皆さまにお諮りさせていただきます。

これは、都市整備課が国土調査法に基づき〇〇町〇〇地区において地籍調査を実施したところ登記簿上地目が農地である土地が農地以外に変更されている箇所があったことから、現況に合わせた地目に変更するにあたり、農業委員会へ意見を求められたというところでございます。現況が変更されている筆数は、全部で16筆、地目は全て田でございます。

地籍調査について説明させていただきますと、地籍調査とは事業主体が小松島市になりまして業務を都市整備課が行っており、この度は〇〇町〇〇地区を令和5年度から令和6年度の2か年で調査を行うものでございます。調査内容としましては、官民関係なく一筆（地番毎）の土地について、その土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査でございます。地籍調査を行う目的は、小松島市内においても登記所には明治時代に作成された土地台帳付属図面などが用いられており、境界や形状などが現実とは違う場合があり、登記簿に記載された面積も正確でないことがあるとされています。このままですと、土地の境界においてトラブルが発生したり、地震等により災害が発生した際には境界点の数値データがないことで復旧に時間を要することになります。そうしたことから、国土調査により土地の境界点の座標のデータを管理することで、大規模災害における震災復旧を速やかに行うことが可能となります。

内容につきましては、市道認定となっていない小松島市と内務省いわゆる官が所有している道路の地目変更の可否についてでございます。

農地を農地以外のものにする場合、転用若しくは非農地証明により地目変更が可能となります。このことから、今回、これらの土地の地目認定については、徳島県農地関係事務処理要領の非農地証明の交付基準を参考にいたしました。この要領には、人為的な転用行為が行われてからすでに20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能若しくは著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合とあります。これらのことが確認できれば、非農地として差しさわりのないとされています。

そのことから、令和6年3月15日に、担当委員である増井委員、徳山委員、森吉委員と事務局が、都市整備課担当職員の案内のもと現地確認を実施いたしました。また、都市整備課より過去の航空写真の提供を受け、20年以上前より現況であることを確認いたしました。このことより、参考にした非農地証明交付基準に該当すると判断できることから、農業委員会といたしましては、地籍調査の結果どおりの地目であると回答したいと考えております。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

ただいま事務局より説明がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質疑なしと認めます。「地籍調査事業に伴う農地の地目認定に係る意見について」、は案のとおり



り承認することとし、都市整備課の方へ回答いたします。

引き続き、「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局より、説明をお願いします。

### 事務局（次長）

最適化活動の目標の設定等については、令和4年の農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知により、毎年3月末までに最適化活動の成果目標・活動目標を設定し、農業会議の確認を受けた上で、4月末までにインターネット等で公表し、都道府県知事に報告することとされておりますので、昨年度より、3月の総会にてお諮りさせていただいております。

なお、目標に設定させていただいております数値につきましては、現段階での数字であることから、若干変動する可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1 ページ目は、Ⅰ農業委員会の状況につきまして、統計や農林水産課に確認するなどして記載しております。

次に、2 ページをお開き下さい。

Ⅱ最適化活動の目標、でございます。

1 最適化活動の成果目標、各項目の数値等のご説明をいたします。

(1) 農地の集積につきましては、①現状及び課題、②目標を記載してございます。目標設定でございますが、徳島県において令和11年度末の集積目標を設定しておりまして、小松島市は45.7%となっております。なお、今年度の集積面積は現在の集積面積から、令和11年度末までに45.7%を達成するように面積を按分した数字を記載しております。

(2) の遊休農地の解消、①現状及び課題につきましては、令和5年度に行った利用状況調査の結果を記載しております。なお、②目標、ア. 既存遊休農地の解消につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間は、令和3年度の利用状況調査の結果を5年で按分した値を解消目標として設定することとなっていることから、前回の令和5年度の目標値と変更はございません。イ. 新規発生遊休農地の解消につきましては、令和5年度に新規発生した緑区分農地、つまり草刈等で耕作が可能と判定された農地の面積を記載しております。

次に、3 ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題には、直近3か年度の認定新規就農者の値を記載しております②目標につきましては、直近3か年の3条及び利用権設定を行った農地面積の平均値の1割を目標値としております。

続きまして、2最適化活動の活動目標といたしましては、昨年と同様に10日を目標値としております。こちらについては、農地の見回りも遊休農地解消活動として認められておりますので、日々のちょっとした見回り活動も活動記録簿に記載してご報告いただけますようお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標及び(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、昨年とほぼ同様の目標設定とさせていただきます。

令和6年度最適化活動の目標の設定等の内容につきましては、以上でございますが、こちらの「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の資料も回収させていただきますので、机の上に置いたままで、お帰りいただけますよう、宜しくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

ただいま事務局より、「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」説明がありました。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

質疑なしと認めます。「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」は案のとおり承認することといたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時 5分

会議録署名委員

1番 一柳 泰徳 委員

10番 山越 典子 委員